

自転車交通安全クイズ

回答編

自転車の交通ルールは、全て道路交通法により定められています。違反をすると、罰金などが科せられる場合があります。

誤った箇所がある場合は、これを機会に正しい交通ルールを学びましょう。

- A 1 (○) 2台以上の自転車と並んで走ってはいけません。
※違反すると、2万円以下の罰金または科料
- A 2 (×) 自転車は、歩行者の通行を妨げることとなる場合は、一時停止をしなければなりません。歩行者が優先です。
※違反すると、2万円以下の罰金または科料
- A 3 (×) 一時停止の標識がある交差点では、停止線の手前で一時停止しなければなりません。
※違反すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- A 4 (×) 自転車は原則車道通行で、進行方向の車道の左側を通行しなければなりません。
※違反すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- A 5 (○) 自転車の運転者は、安全運転をするために、ハンドルやブレーキを確実に操作し、他人に危害を及ぼさない速度と方法で運転しなければなりません。
※違反すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- A 6 (○) 携帯電話を使用しながら自転車を運転してはいけません。
※携帯電話の使用については、道路交通法において明確に禁止されていませんが、片手運転、わき見運転となるなど危険な行為のため、警察官からの指導、警告の対象となります。この状態で事故を起こすと、結果的に、安全運転義務違反を問われる場合があります。
※違反すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金
- A 7 (○) 自転車は、交差点に入ろうとする場合や通行するときは、交差道路を通行する車両等や、横断中の歩行者に注意を払い、安全な速度と方法で進行しなければなりません。
※違反すると、3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

A 8 (○) 妨げてはいけません。監護者の付き添わない児童・幼児の通行を妨げた場合、車いすを利用している者、色白または黄色の杖を携えた身体障がい者、盲導犬を連れた目の見えない者を妨げた場合、

※ 3月以下の懲役又は5万円以下の罰金

A 9 (×) 傘をさして運転してはいけません。

※ 違反すると、5万円以下の罰金

A 10 (○) 夜間に自転車を運転するときは、ライトを点灯しなければなりません。また、後面は、尾灯又は反射器材をつけなければなりません。

※ 違反すると、5万円以下の罰金

A 11 (×) 自転車は車両です。自動車と同じように、飲酒運転はしてはいけません。

※ 酒酔い運転をした場合、5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

A 12 (○) 請求される場合があります。

《自転車での加害事故例》

賠償額 (※)	事故の事例
5,438万円	成人男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性(55歳)と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、平成19年4月11日判決)
5,000万円	女子高校生が夜間、携帯電話を操作しながら無灯火で走行中、前方を歩行中の看護師(57歳)の女性と衝突。看護師には重大な障害(手足がしびれて歩行が困難)が残った。 (横浜地方裁判所、平成17年11月25日判決)
3,124万円	男子中学生が夜間、無灯火で自転車を走行中、対面歩行の女性(75歳)と衝突。女性には重大な障害(後遺障害2級)が残った。 (名古屋地方裁判所、平成14年9月27日判決)

社団法人 日本損害保険協会発行「知っていますか？自転車の事故」より

(※) 賠償額とは、判決文で加害者が支払いを命じられた金額です(上記金額は概算額)。

A13 (O) 自転車利用者のための任意保険はあります。

なお、すでに加入している自動車保険などがある場合は、その特約で自転車の交通事故に対応できるものもあります。加入内容を確認してみましょう。

(参考) ☆TSマークもあります。

自転車保険の1つとして「TSマーク付帯保険」があります。この保険は、自転車安全整備店で有料の点検整備を受け、写真のTSマークを自転車に貼ってもらうことで損害保険・賠償責任保険が付きます。



第1種
TSマーク



第2種
TSマーク

区分	傷害保険		賠償責任保険
	入院 15日以上	死亡 重度障害	死亡 重度障害
第1種 TSマーク	一律 1万円	一律 30万円	限度額 1,000万円
第2種 TSマーク	一律 10万円	一律 100万円	限度額 2,000万円

(保険の有効期間は点検日から1年間です。)